

第2章

計画の推進

1. 基本理念
2. 基本的な視点
3. 市の基本姿勢

第2章 計画の推進

1 基本理念

**市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚に
すぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。**

「人間性豊かなまち」とは、個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活の営めるまちです。

この「基本理念」を実現するためのまちづくりの方向性を、3つの「基本的な視点」として掲げます。そしてそれらの「基本的な視点」をふまえ、人権施策を推進するにあたっての3つの「市の基本姿勢」を定め、人権施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 基本的な視点

(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり

誰もが自分らしく生きるためには、それぞれの個性や能力が尊重され、一人ひとりが主体的に自らの生き方を選択することができることが重要です。

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

(2) 互いの個性を認めあい支えあうまちづくり

市民一人ひとりには、それぞれの個性や生き方があり、国籍、民族、宗教、言語、文化、習慣、性別、世代などさまざまな違いがあります。

誰もが、お互いの個性や価値観の違いを認めあい、支えあうまちづくりを推進します。

(3) 市民の参画と協働によるまちづくり

日常の市民生活の中で人権について主体的に考え、学び、行動していくことが大切です。

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3 市の基本姿勢

(1) 人を大切にする施策の推進

市政のあらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、人を大切にするという視点から施策を推進します。

職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

(2) 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援していきます。

(3) 総合的な施策の推進

人権に関わる課題は、女性をはじめ、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、その他さまざまな分野にわたっています。

それぞれの人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進していきます。

■ “今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか？”

平成 24 年度と平成 25 年度の市政アンケートにおいて、「今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか」をたずねたところ、「そう思う」と答えた人は平成 24 年度 14.6%、平成 25 年度 11.4%、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は平成 24 年度 48.0%、平成 25 年度 47.7%で、肯定的な意見の人は、あわせて平成 24 年度 62.6%、平成 25 年度 59.1%と 3.5 ポイント減少しています。

一方で、「そうは思わない」と答えた人は平成 24 年度 9.8%、平成 25 年度 10.4%、「どちらかといえばそうは思わない」と答えた人は平成 24 年度 19.4%、平成 25 年度 16.4%で、両年度ともに 30%程度の人是否定的な意見を持っていることがわかりました。

